

民間社会福祉施設等整備資金利子補給金交付要綱

改正	昭和48年	4月	1日	一部改正
改正	昭和52年	4月	1日	一部改正
改正	昭和53年	4月	1日	一部改正
改正	昭和55年	10月	1日	一部改正
改正	昭和58年	8月	1日	一部改正
改正	昭和63年	9月	1日	一部改正
改正	平成8年	4月	1日	一部改正
改正	平成10年	4月	1日	一部改正
改正	平成12年	4月	1日	一部改正
改正	平成12年	6月	7日	一部改正
改正	平成13年	1月	6日	一部改正
改正	平成13年	4月	1日	一部改正
改正	平成15年	10月	1日	一部改正
改正	平成18年	9月	29日	一部改正
改正	平成19年	10月	25日	一部改正
改正	平成23年	6月	13日	一部改正
改正	平成25年	3月	27日	一部改正
改正	令和元年	7月	9日	一部改正

(趣旨)

第1 知事は、民間社会福祉施設等の整備促進を図るため、社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備するために要する資金を融資機関から借り入れた場合で、適正な法人運営及び施設運営が確保されていると認められる場合は、予算の範囲内において利子補給金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において社会福祉法人等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 宗教法人
- (4) 医療法人

2 融資機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)による独立行政法人福祉医療機構
- (2) 知事が認める金融機関

3 社会福祉施設等とは、次に掲げるものをいう。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号、第2号(障害児入所施設を営む事業を除く。)、第3号(特別養護老人ホームを営む事業を除く。)、第6号及び第7号並びに第3項第1号、第2号(障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を除く。)、第3号、第4号(老人福祉センター又は老人介護支援セ

ンターを経営する事業に限る。)、第5号、第6号、第8号及び第11号から第13号までに規定する社会福祉事業に係る施設

(交付対象事業)

第3 この利子補給金の交付の対象となる事業は、社会福祉法人等が設置し、又は設置しようとする社会福祉施設等の新築、改築、拡張及び災害復旧に要する資金の借入れ(既設の社会福祉法人等がこれらの整備に係る土地取得を行うための資金の借入れを含む。)であって、平成27年3月31日までに融資機関との間で借入契約を締結したものとする。

2 前項に規定する借入れのうち、知事が認める金融機関からの借入れについては借入利率が借入時点における独立行政法人福祉医療機構からの借入利率を下回る場合に限り、第2の3の施設につき認めるものとする。

(利子補給金の額)

第4 利子補給金の額は、第2の3に該当する社会福祉施設を開設した社会福祉法人等が融資機関との契約に基づいて毎年4月1日から翌年の3月31日までに支払う利子については、当該契約に基づく利率のうち3.5%に相当する額を限度とする。

2 前項に規定する利子補給金は、延滞損害金を含まないものとし、その年に償還すべき元金を一部でも償還しない場合は、利子補給金の対象としない。

(協議)

第5 第2の2(2)に規定する融資機関から借入れを行い、利子補給金の交付を受けようとする場合は、借入れを行う前に知事に協議をするものとする。

(申請)

第6 この利子補給金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、利子補給金交付申請書(第1号様式)を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならないものとする。

(条件)

第7 この利子補給金の交付に関しては、規則第6条に定めるもののほか次の条件を付するものとする。

(1) 利子補給金の内容を変更しようとする時は、変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、利子補給金の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた利子補給金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 利子補給金の交付を受けた社会福祉法人等は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え証拠書類を整備し、関係帳簿及び証拠書類を利子補給金の交付年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならないこと。

(3) 利子補給金の交付を受けた社会福祉法人等が、利子補給金を目的以外に使用し、又は規則及びこの要綱に違反したときは、知事はこの利子補給金の全部又は一部を返還させることがある。

(交付の方法)

- 第8 この利子補給金は、利子補給金実績報告書（第3号様式）に基づき交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。
- 2 利子補給金の概算払いを受けようとする社会福祉法人等にあつては、知事が定める日までに、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、概算払い請求のあつた社会福祉法人等に対しては、各借入金にかかる当該年度分の最終の償還期日までに利子補給金を交付する。

(実績報告)

- 第9 この利子補給金の交付を受けた社会福祉法人等は、利子補給金実績報告書（第3号様式）を交付決定した年度の翌年度の4月10日までに、知事に提出しなければならない。

(調査)

- 第10 知事は、必要に応じ利子補給金の交付を受けた社会福祉法人等に対し報告を求め、または職員に調査を行わせるものとする。

(その他)

- 第11 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

(適用期日)

- 第12 この要綱は、昭和45年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 第13 平成19年10月25日改正による改正後の要綱は、平成20年4月1日以降に社会福祉法人等が融資機関と締結する契約に係る交付対象事業から適用する。
- 2 平成19年10月25日改正の際、現に交付対象事業となっている事業については、改正前の要綱は、改正後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 第14 平成23年6月13日改正の際、現に交付対象となっている事業については、改正前の要綱は、改正後も、なおその効力を有する。

(第1号様式)

番 年 月 日
号 日

山梨県知事 殿

法人の住所
法人名
代表者職氏名
TEL
印

年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金交付申請書

このことについて、次により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補給金交付申請額 金 円

2 補給金交付の対象となる事業の内容

施設区分	施設名称	事業年度

ただし、第1回目申請のときのみ、別紙第1号様式の1を添付のこと。

3 添付書類

- (1) 年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金所要額調書
(第1号様式の2)
- (2) 年度収入支出予算書(抄本)
(第1号様式の3)
- (3) 補助の対象となる整備資金の貸借関係を明らかにする契約書(写)
(新規申請のときのみ添付すること。)
- (4) 借入先金融機関が発行する当該年度の元利償還額を証明する書類(写)
(償還約定表等)

(第1号様式の1)

補助金交付の対象となる事業の内容 (単位：㎡，円)

施設の状況	施設名					施設種別			
	定員		整備前					整備後	
	土地・建物状況		自己所有地	国有地 a	県有地 b	市町村有地 c	その他 d	小計 a+b+c+d	合計
		土地	地目						
建物									
施設整備事業の内容	事業の種類								
	利用目的								
	構造(地目)								
	事業量								
	事業費	単価	円		円		円		
		金額	円		円		円		
	事業費総額		円		実施時期	始期	年 月 日		
				終期		年 月 日			
事業資金調達の方法	種別	金額		摘要					
	補助金	円		(国) (県) (市町村)					
	助成金								
	共同募金配分金								
	寄付金								
	自己資金								
	借入金								
	合計								

※助成金については、財成団体名等を適用欄に記載すること。

(第1号様式の2)

年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金所要額調書

法人名 _____

(単位：円)

借入先 借入額 A	借入 利率	前年度末の状況		当該年度に 当支元 該払 年う 金 度 べ に き 額	当該年度に 当支利 該払 年う 子 額 C	補助率 ※1 D	按分率 ※2 E	補助金所要額 C×D(×E)
		償還済額 B	未償還額 A-B					
・借入先	%	円	円	円	円	補助限度率 □1.5% □3.5%		円
・借入額						/		
						() 借入利率		

※1 介護老人保健施設 1.5%、社会福祉施設 3.5%を補助限度率とする。
但し、借入利率が補助限度率を下回る場合は借入利率を限度とする。

※2 独立行政法人福祉医療機構以外の金融機関からの借入の場合のみ記入すること。

(第1号様式の3)

年度収入支出予算書（抄本）

法人名 _____

(単位：円)

収 入			支 出		
勘定科目	金額	備考	勘定科目	金額	備考
			元金償還金支出		
利子補給金収入			利子支払金支出		
合 計			合 計		

年度予算で上記のとおり、収入及び支出を計上しています。

法人名
代表者職氏名

印

(第2号様式)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人の住所
法人名
代表者職氏名
TEL
印

年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金変更承認申請

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた民間社会福祉施設等整備資金利子補給金について、次の理由により変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由 _____
- 2 変更の内容 当初交付決定額
変更交付申請額
比較増減額
- 3 添付書類
 - (1) 年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金所要額調書
(第1号様式の2)
 - (2) 借入先金融機関が発行する当該年度の元利償還額を証明する書類 (写)
(償還約定表等)

(第3号様式)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人の住所
法人名
代表者職氏名
TEL
印

年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた民間社会福祉施設等整備資金利子補給金に係る実績について、次の関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金精算書
(第3号様式の1)
- (2) 年度収入支出決算書(見込書)
(第3号様式の2)
- (3) 利子の支払いを証明する書類(写)

2 振込先金融機関

※全額概算払いを受けた場合は記入不要です。

振込先銀行名	銀行		支店
口座番号	普通・当座	No.	
口座名義人	住所		
	(フリガナ) 氏名		

(第3号様式の1)

年度民間社会福祉施設等整備資金利子補給金精算書

法人名 _____

借入先 及び 借入額	借入 利率	元金償還状況				利子支払状況				補助率 B 按分率 C※3	補給金 所要額 <small>A × B × (×C)</small> = D	補給金 受入済額 E	補給金 過不足額 D - E
		契約上		償還状況		契約上		支払状況					
		償還 年月日	償還 金額	償還 年月日	償還 金額	支払 年月日	支払 金額	支払 年月日	支払 金額 A				
・借入先	%	年月日	円	年月日	円	年月日	円	年月日	円	※2	円	円	円
・借入額 千円										□1.5% □3.5% / (%) 借入利率			
(無利子分) ※1													

※1 無利子貸付がある場合は記載のうえ、支払を証明する書類を添付すること。

※2 借入利率が補助限度利率を下回る場合は、借入利率を補助限度利率とする。

※3 独立行政法人福祉医療機構以外の金融機関からの借入の場合のみ記入すること。

(第3号様式の2)

年度収入支出決算書（見込書）（抄本）

法人名 _____

(単位：円)

収 入			支 出		
勘定科目	金額	備考	勘定科目	金額	備考
			元金償還金支出		
利子補給金収入			利子支払金支出		
合 計			合 計		

年度決算は上記のとおり（の見込み）です。

法人名
代表者職氏名

印

(第4号様式)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人の住所
法人名
代表者職氏名 印
TEL

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度
民間社会福祉施設等整備資金利子補給金について、次のとおり概算払いの請求をいた
します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

利子補給金 交付決定額①	既概算交付額②	差引額 ①-②=③	今 回 概算請求額④	備 考

3 概算払請求の理由

4 振込先銀行

振込先銀行名	銀行		支店
口座番号	普通・当座	NO	
口座名義人	住所		
	(フリガナ) 氏名		